

令和6年度第1回 松江市障がい者差別解消推進委員会 議事録

- 1 日時 令和6年6月3日(月) 13:25~14:10
- 2 場所 松江市役所 第2別館 2階研修室(松江市末次町86)
- 3 出席者

(1) 委員

出席：門脇委員長 広野副委員長 安部委員 宍道委員 稲田委員 中村委員
欠席：京委員 富澤委員 小田川委員 山本委員

(2) 事務局

健康福祉部：岸本健康福祉部次長
(障がい者福祉課) 川島課長 曾田係長 村田係長 仲田係長
土井副主任 三井副主任
松江市障がい者基幹相談支援センター絆：出雲氏

4 協議事項

- (1) 障がい理解差別解消の相談・取組等の状況について
- (2) 「松江市手話言語条例」制定について(概要説明)

5 会議経過

【開会】

○川島課長 ただ今から令和6年度第1回松江市障がい者差別解消推進委員会を開催いたします。皆様、お忙しい中、本日の会議に出席をいただきましてありがとうございます。私は今年度から障がい者福祉課の課長を務めております川島と申します。よろしく願いいたします。本日、健康福祉部長の松原は所用で欠席となっております、開会に当たりまして健康福祉部次長岸本からごあいさつを申し上げます。

○岸本次長 健康福祉部次長の岸本でございます。本日は委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、当委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。昨年のところでは、障がい者差別解消条例の改正に際し、様々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。本日の会につきましては、お手元のレジメにありますように、令和5年度の障がい理解等の取り組み状況を報告させていただくのに合わせまして、現在市で制定作業を進めさせていただいております、手話言語条例の作業状況と案の概要についても説明させていただきたいと考えているところでございます。

皆様ご承知の方も多いかと思いますが、手話言語条例につきましては平成25年度に、鳥取県が最初に制定をされまして、その後全国的に制定が進んできている状況でございます。本市でも、当事者団体の皆様と意見交換をさせていただきながら、作業を進めているところでございます。やはり、それぞれに思いも強いところもございまして、様々な意見を受けとめさせていただきながら、今日は委員の皆様方からもご意見をいただきながら、今年度内の制定に向けて進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○川島課長 それでは本日の会議の出欠状況でございます。京委員、富澤委員、小田川委員、山本委員がご欠席でございます。本日の開催趣旨といたしましては、昨年度の差別相談案件状況や、障がい者理解等の取り組みをご報告することと、手話言語条例の制定作業の状況や条文の概要をご説明していきますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議に移りますが、本委員会では条例第10条の規定によりまして、委員長が議長となることになっておりますので、これより後は門脇委員長に進行をお願いいたします。門脇委員長よろしくをお願いいたします。

○門脇委員長 それでは、進行させていただきます。審議に入ります前に、本会につきましては、松江市情報公開条例の規定により原則公開となりますが、本日予定されている項目の中で、非公開の基準に当てはまるのはございますか。

○曾田係長 障がい者福祉課で障がい者政策係長を務めております曾田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。本日の会議は非公開の基準に該当するものはございません。

○門脇委員長 ありがとうございます。それでは会議は公開といたします。

【協議事項】

(1) 障がい理解差別解消の相談・取組等の状況について

○門脇委員長 次第に沿って進めさせていただきます。協議事項の(1)障がい理解差別解消の相談・取組み等の状況について説明をお願いいたします。

○土井副主任 障がい者福祉課の土井でございます。よろしくお願いいたします。令和5年度の差別相談案件等の報告と障がい理解等の取り組み状況について説明させていただきます。資料1を御覧ください。令和5年度の障がい理解差別解消の相談件数は6件ございました。前年度と件数は同じでございます。具体的な事例として4つ書かせていただいております。

1つ目が、近隣住民から、井戸の水を抜かれたなど、嫌がらせを受けているといった相談でございましたが、井戸の件は相談者もその瞬間を見たわけではないということなど、不明な点も多くあり、まずは警察や法務局の人権相談の窓口へご相談をされたらどうかとご説明して終わったものでございます。

2つ目と3つ目は、市役所窓口での対応に問題があったというご指摘を視覚障がいの方、聴覚障がいの方からそれぞれいただいたものでございます。該当課には、合理的配慮の考え方をもう一度説明しまして職場内で対応方法を共有するように求めております。

4つ目は、しんじ湖温泉駅のロータリーにある身障者優先乗降場の段差につきまして、車椅子利用者の声をいただいたものでございます。市の担当課へ伝えましたところ、2センチの段差は、歩道と車道の境目を示すために必要とされているものだが、ご意見は承って今後の参考とさせていただくという回答がございました。以上が相談内容の概要でございます。

続いて出前講座の実施状況を御覧ください。障がい理解と手話の出前講座を商工団体や小中学校など、いろいろなところからご要望いただいて実施して参りました。対象者数は、令和4年度と比較しまして、障がい理解が26人増、手話は59人増となったところでございます。

続きまして資料2を御覧ください。障がい理解等の取り組み状況でございます。前回の委員会以

降の状況につきましてご報告します。

1 事業者による合理的配慮の提供の義務化につきましては、今年の4月の市報に1ページを使って掲載して周知を行ったところでございます。2 出前講座につきましては、引き続きまして今年度も実施をして参りたいと思っております。3 研修会につきましては、6月23日の午後に障がい理解と共生社会をテーマにしましたセミナーを開催いたします。講師はきょうされん専務理事藤井様をお願いしております、講演会と意見交換会を行うこととしております。まだ参加のお申込みが少ないという状況でございます、関係の方皆様にご周知をいただけますと大変助かります。どうぞよろしくお願いいたします。4 市の内部につきましては、合理的配慮の取り組みにつきまして平成28年に職員対応要領を策定しておりますが、これを4月に改定いたしまして改めて行政の責務そして取り組みについて周知を行ったものでございます。5 は今後実施を検討しているものでございます。市役所窓口等における意思疎通手段や案内方法の工夫などについて検討を行うといったこと、また心のバリアフリーハンドブックの改訂などの検討を行っていくということを考えているところでございます。

○門脇委員長 委員の皆様から質問などございますか。

○宍道委員 相談件数6件は障がい者福祉課の窓口で直接あったのでしょうか。

○土井副主任 電話若しくは直接という形で障がい者福祉課へいただいたものです。

○広野副委員長 具体的な事例の1つめ、警察や法務局への相談を勧めたということですが、その後はどのようなになりましたか。

○土井副主任 その後については特にご連絡は受けていません。こちらから問い掛けることはしていません。

○広野副委員長 一般の方は警察や法務局は敷居が高いと思うので、なんらかの方法で聞いてあげる必要があると思うがどうでしょうか。

○曾田係長 確におっしゃる通り、もう少し寄り添い型で出来たらよかったですと思いますが、電話でのお話ではその手法はよくわかりませんが、差別をした人が井戸の水を抜いたということにして、それ以上の真実がわからないところもあります。もし本当にそうであれば、それは、窃盗といったことに当たることかもしれないので、その点については警察に相談したほうがいいかもしれないというお答えをしておりました。

○広野副委員長 できればもう少し、その後どうなったか聞いてあげられたらと思います。環境整備のところで、担当課は2センチの段差は構造的にそうしなければいけないから対応ができないと言っているのでしょうか。

○土井副主任 一般論として、車道と歩道の間で段差があることで、例えば視覚障がいの方は、白杖がそこに当たることによって、車道と歩道の段差を認識されるということで、ぎりぎり2センチがその高さだと聞いております。現地の段差がやや大きくて車椅子の方が怖いとおっしゃったのかもしれませんが、今すぐそこを改修することは予定していないということで、ご意見は承ったという返事で終わっているものでございます。

○広野副委員長 ご意見をおっしゃった方は、説明を聞いて納得されましたか。

○土井副主任 これについて電話でお伝えしたところ、すぐではなくても車椅子の方から怖いという話を聞くので、ぜひ対応していただきたいと思っておりますというお返事をいただいたところです。

- 門脇委員長 ほか委員の皆様からご質問ございますでしょうか。では私から質問ですが、具体的な事例の 2 つ目、代筆についてです。代筆を依頼された書類は原則として自筆の必要性が高い書面だったのかどうか、また代筆の可否確認というのは具体的にどういう確認をされたのか教えていただきたいと思えます。
- 土井副主任 市の窓口では、かなり前のことですが基本にご本人に書いていただくという書類は多くございました。窓口の職員も時々以前の取扱いのことがあって代筆で良いだろうかと思うことがありまして、上司に確認することがございました。今回直接確かめはいたしません、この事例の場合も、少しお待ちください確認しますからと奥に下がって手間取ったのかもしれませんが。ただ現在は、代筆は基本的に問題ないということは、先ほど庁内の取り組みでご説明した職員対応要領なども示しております。今回の事例では結果的には代筆対応できておりますが、お待たせする時間があったこと、若しくは代筆の申し出にさっと対応するのが本当ではないですか、というお気持ちでご連絡をいただいたものだと思っております。
- 曾田係長 本人が自書すべき書類だったかどうかについて、申し訳ありませんがその情報は持っておりません。もともと本人が書いた方が望ましい、そうすべきであると設定されている書類について、例えば本人にきちんと確認しながら、代筆していいと考えていますが、どうしてもそこで躊躇してしまうというところがありますので、法律等で本人が書かなければいけないと決まっているものは別として、そうでないものは本人の意思を確認しながら複数で対応するなど、代筆を行うことをきちんと庁内に周知をしていきたいと思っております。
- 広野副委員長 相談を受けた 6 件は数が少ない気もしますが、実際にはこの背景に同じようなことがたくさんあると思えます。職員対応要領の改定をされたということですが、それに基づいて、もう一度職員の皆さんに徹底していただくといいと思えますのでよろしくお願いいたします。

(2)「松江市手話言語条例」制定について

- 門脇委員長 他にご意見ご質問ございますか。続きまして、手話言語条例の制定についての説明をお願いします。
- 三井副主任 障がい者福祉課の三井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。松江市手話言語条例の制定について説明をさせていただきます。資料 3 を御覧ください。

まず項目 1 手話言語条例とは、についてお話をいたします。手話言語条例の一般論といたしましては、手話は音声による言語とは異なる独自の文法を持つ言語であると明記しまして、その認識のもとで手話への理解と普及に関する基本理念を定めて、市や市民、事業者の役割などを明らかにするとともに、手話の理解を支援する施策を推進するための基本的な事項を定めるという条例となっております。制定の目的は、ろう者や難聴者など手話を必要とされる方の意思疎通を行う権利を尊重して、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与することとしております。全国の制定状況としましては市区町村の約 3 割が制定済みとなっております、県内では 4 つの自治体が制定済みでございます。

次に項目 2 制定の経緯です。本市におきましては、障がいの当事者団体である松江市身障者福祉協会から、手話言語条例の制定について以前から要望をいただいております。全国的にも、条例の制定が進んでいるという状況も踏まえまして、令和 5 年度から制定作業に取りかかり身障者福祉協

会の加盟団体である松江市聴覚障害者協会の方々と、制定の検討を一緒に進めて参りました。令和5年度におきましては、聴覚障害者協会の皆様との意見交換会を5回開催しまして、条例案の作成に向けて条文の内容や、条例を制定した後に実施する施策案についての協議を行いました。条文と施策案ともに、その内容や方向性につきましては、市と聴覚障害者協会との認識を統一することができまして、条文の内容は、現在おおむねできあがっている状況です。

次に項目3、当事者の団体との協議を経て策定した条例の概要です。この条例は前文と8条からなる条文で構成しておりまして、制定済みの他の自治体の状況なども参考に作成いたしました。前文では、手話が言語であるとの認識を示すとともに、条例の制定に係る背景や制定の目的、理由などを記載しております。背景としましては、手話はろう者にとって生活や文化を創造する上で必要な言語として継承されてきましたが、言語であると広く認識されていなかったことなどから、ろう者の方々は多くの不便や不安を感じながら生活をされてきたこと。このような状況の中で、条約や法律で手話が言語であると明記されまして、また市でも障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例を制定するなど手話への理解を含めた共生社会の実現に向けた取り組みを進めて参りましたこと。これらの取り組みによって、障がいや手話への理解は進みつつありますが、手話が言語であることへの理解や手話に触れる機会、学べる機会が十分にあるとは言えないこと、これらのことを述べています。こうした背景を踏まえまして、手話が広く市民に浸透するためのさらなる取り組みを進める必要があると考え、条例を制定するとしております。目的としましては、手話が言語であるという認識と理解、また手話の普及と使用できる環境づくりなどを推進することで、障がいにかかわらず互いに尊重する共生社会の実現を目指すとしております。

ページ右側に条文に規定する文章の概要を記載しております。第1条の目的では、先ほどご説明した前文にも記載しております手話が言語であるということ、また手話に関する様々な施策等を実施することによって、共生社会の実現を目指すことをより詳細に規定しております。第2条では、ろう者、市民と事業者についての用語を定義いたします。第3条の基本理念では、条例の目的を実現するための基本的な理念や考え方について規定しております。第4条では、市が果たすべき責任と義務、責務について、基本理念にのっとり必要となる施策を総合的かつ計画的に実施することと規定しております。第5条では、市民等の役割として、基本理念に係る理解を深め市の施策に協力することを、また第6条では、事業者の役割として、先ほどの市民等の役割に加えて、ろう者が利用しやすいサービス提供や働きやすい環境の整備について規定しております。なお、この第5条と6条につきましては、それぞれ努力義務としております。第7条では、市が取り組む施策について規定しております。内容は次の項目で説明をいたします。最後に第8条では、意見の聴取としまして、市が施策を実施するに当たりましては、ろう者又はその他の関係する方々の意見を聞きまして、その意見を尊重するということを努力義務として規定しております。以上が条文の規定についての概要となっております。

続きまして(2)想定される施策案についてご説明いたします。こちらの内容は、条文中の第7条に対応した内容を記載しております。1つ目が手話を学ぶ機会の確保や、触れる機会の拡大です。市としましては、市民の方が気軽に手話を学べる場として手話出前講座を既に実施しておりますが、これとは別に手話を体験することができる新たな場所、新たな場を作りたいと考えまして、初心者向けの手話講座ですとか、また夏休みなどの長期休業期間における子ども向け手話教室を開催したいと

考えております。2つ目が手話により情報を得る機会の拡大です。民間の企業や学校などがイベントを開催される際は、なるべく手話通訳者を配置されるように勧奨等を行いたいと考えております。3つ目が手話を使いやすい環境づくりです。条例を制定した後は、その内容の周知も含めた啓発パンフレットを作成したり、市報や庁内モニターを活用した情報発信、市民向けの講演会などを開催したいと考えております。4つ目が、手話通訳者等の養成確保です。市が主体となって実施しております手話奉仕員養成講座ですとか、県と共同で行っています手話通訳者養成講習会など、そういったものを今後も継続して実施することとしまして、手話通訳者等の確保に引き続き努めて参ります。

最後に項目4の今後予定するスケジュールについてです。本日この会議でご説明したものと同じ内容を、7月1日に開催予定としております松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会で説明し、ご意見をいただくこととしております。これらの2つの会議でいただいたご意見を踏まえまして、条例の内容を整理した後に市内部で条例の内容について審査をする法令審査会に条例の案を諮ります。資料には記載しておりませんが時期は8月の上旬を予定しておりまして、その後8月から9月ごろに条例の内容を広く市民の皆様にお示しして、ご意見を募るためのパブリックコメントを実施いたします。このパブリックコメントでは、条例の概要と文章の全文を公開する予定としております。パブリックコメント終了後は、いただいたご意見の内容に応じまして必要な修正を行います。その後、令和6年11月議会に条例案を提出する予定としております。条例案の審議を経まして条例が制定された後は、手話に対する理解や手話の普及を推進するための様々な施策に取り組むこととしております。

- 門脇委員長 委員の皆様から質問等ございますか。
- 広野副委員長 手話は正に言語でして、それを本当に習得しようとする、手話奉仕員の養成講座には約1年かかります。子ども向けに夏休みの手話教室を行うということですが、一日二日で習得しようとするのは非常に困難だと思います。そうであれば子ども達に手話は聴覚障がい者にとって言語であるという一番基本的なところと、聴覚障がい者への理解、これらを全部の子ども達に理解してもらおう、夏休み中のごく一部の生徒さんではなく小学校のカリキュラムに1時間でも入れていただくよう、条例の制定を契機に教育委員会と話をさせていただきたいと思っております。
- 曾田係長 ご意見ありがとうございます。大事な要素である手話は言語であるということ、歴史の中で時には手話を使つてはいけないという時代もあったと伺っておりますけれども、そういう中で手話がみんなで一緒に生きていくための1つの言葉であるということの啓発について、学校の子どもさん方に行き渡るような方法について教育委員会と話をしていきたいと思っております。
- 安部委員 手話講座について、私たち昼は仕事していて平日は参加が難しいですが、日曜日や夜間の勉強会といったことはできるでしょうか。
- 曾田係長 ここに書いています初心者への手話講座や、長期休業中の手話教室というところについては、考え方としては、手話というのが聴覚障がいの方が使うものということでハードルがありますので、触れやすい場を作ることと考えております。あいさつ程度であっても、当事者の方からそれだけでも全然気持ちがいいよと言ってもらえるということもありますので、そういったことができればと思っています。どういう内容にするかは今後の検討になりますが、聴覚障害者協会のご協力も必要だと思っていますので、できることからやりたいと思っています。
- 安部委員 公民館に福祉推進員が何名か配置されていますので、そういう方たちにも講座をやつて

もらえばいいのかなと思います。

○曾田係長 初心者向けの手話講座は、例えば公民館で年に何回か初心者向けにやりますというイメージですけれども、今でもろうの方に講師を務めていただいて手話出前講座をやっています。初心者向け手話講座に行かれてもよろしいですし、今ある手話出前講座を使っただいて、何らかの集まりに呼んでいただいても結構です。

○中村委員 私、学校関係者ですが、手話つきで歌う手話歌というのがありまして、保育園から取り入れていただいています。ですから子どもたちは歌を通じて手話を知る機会はあると思っています。県民歌をろう学校の子どもたちが手話でやっている動画がありました。歌は子どもたちに一番フィットするので、松江市の歌に手話をつけて子どもたちに理解啓発していただくと、大変身近に感じるのではないのでしょうか。12時になると屋外スピーカーから六子さんの歌が聞こえてきますが、それに手話をつけていろいろなきっかけづくりにしてもらいたいと思います。松江ろう学校の子どもたちも手話を使う子どもたちなのでモデルをしてもらいなど、子どもたちから耕しをしていくのが一番いいと思います。取り組みの1つとしてお願いしたいと思いました。

もう一つ質問ではありませんが、私たちが使うのは日本語対応手話といって、日本語につけた手話でしかありませんが、ろうの方が使う日本手話というものもあります。これは助詞などが無く、文法上いろいろひっくり返っていますので、私も日本手話ですと見ただけではなかなか理解できません。その辺りをどのようにこの中に落とし込まれるのだろうかと思います。日本手話は本当に難しく、ろうの人たちだけで分かり合うような面があり、ろう学校の子も、デフファミリーと言いますが、でも家族みんながろうだと、日本手話を使っているので学校で使っている手話がどうしてもわかりにくいということがあります。単に手話を使えたらろうの方々の事が何でもわかるということではないということにも、触れてもらいたいと思います。手話はツールの一つといいますか、心と心が通じあう、わかり合えるためには、ジェスチャーだったり表情だったり、時には筆談だったり、いろいろなアプリもあるので、これらを通して本当にろうの方々との積極的な交流というものが松江市に広がるといいなという私の願いです。

○宍道委員 今の中村委員のお話に加えてですが、私の子どもは知的障がいがありまして、言葉が出ませんが、通所サービス、生活介護に通っておりまして、その職員さんが手話を交えて話し掛けてくると、子どもがそれを覚えまして、知的障がいがありながら周りの人とコミュニケーションがとれるようになりましたので、本当に幅広い方との共通のツールになると思いました。手話はろうの方だけでなく市民の皆さんのためにもなると思います。

○曾田係長 手話というと聴覚障がいの方が使うというイメージになりがちですが、実際の福祉の現場では、先ほどおっしゃられたように聴覚障がいではないけれども、それによってコミュニケーションが取れるというケースもあるかもしれませんし、他のケースもあるかもしれませんし、もっと可能性があるものではないかと思うところです。もう1つ先ほど言われた、日本語対応手話と日本手話の違いがあるということも、わかりにくい部分ではありますが、手話の世界ということを知りやすく伝えられたらと思ったところでございます。

○中村委員 2030年に全国障害者スポーツ大会があるので、それまでにボランティアの方やサポーターも必要ということで、手話ができる人を少しでも増やすというのは、県の課題でもあると聞いております。条例制定がきっかけとなり手話ができる人が、声をかけたりしやすくなるのではな

いでしょうか。

- 曾田係長 例えば市役所や会社などの窓口でろうの方と詳細な話になると、筆談等でなければ難しいところがあると思いますが、最初のあいさつであったり、最後のお疲れ様とかさようならとか、そういうことを伝えるだけでもお互いの心の交流になると思います。手話言語条例を作りましたら、民間企業には例えば商工会議所や商工会などを通じて、また地域の団体などにも働きかけたいと思います。一気に皆さんが手話ができるようになるということは難しいと思いますが、薄く広くでもそのような土壌が広がるようにしていきたいという認識でございます。

【その他】

- 門脇委員長 ほかに意見ご質問ございますでしょうか。続きまして、3その他について、事務局からございますか。

- 曾田係長 先ほど手話言語条例につきまして概要をお示ししましたが、今日この場だけでご意見を伺うのが終わりということではございません。戻られまして皆様の団体でも見ていただいてご意見があればいただきたいですし、こういう取り組みをやったらというアイデアがありましたら、出来る出来ないはありますが、電話でも窓口でも結構でございますのでいただきたいと思います。また条文の細かい部分は市内部の条例の審査会を通してから案が出てくるわけでございます。ほぼお示した概要の通りですけれども、パブリックコメントの募集というところでも、またご意見を送っていただく機会がございますので、今日に限らず、継続してご意見をいただきたいと思っております。

その他に記載しておりますが委員の改選が今年度あります。今の任期が9月30日までとなっております。それよりもひと月以上ぐらい早い段階で皆様の団体に改選のご相談をさせていただこうと思っております。また6月23日に障がい理解と共生社会のまちづくりセミナーを行います。日曜日の午後ということで出かけにくいかもしれませんが、松江市と障がい者基幹相談支援センター絆と共催で、きょうされんの藤井克徳先生による講演会と、第二部では、昨年この委員会でも言っておりましたワークショップを合わせて行いたいと思っております。6月14日までに申込みをいただければということをお願いをしておりますけれども、まだ応募は少なめでございまして、皆様の団体でもご周知またご参加いただきますように、ご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

もう1点、次回委員会の開催時期については、毎年12月の障がい者週間に合わせて、市内で障がいの理解等に貢献された個人、団体を表彰するというをしております。11月ぐらいに表彰の選考をしております。早ければ10月ということになりますが、その頃に開催のご案内をさせていただきたいと思っております。また、何かご相談することがある場合は委員会を設けさせていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

- 門脇委員長 ありがとうございます。全体を通じて皆様、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。ありがとうございます。それではこれで議事を終了いたしますので、進行を事務局に戻したいと思います。

- 川島課長 ありがとうございます。皆様本日はご審議をいただきましてありがとうございます。また門脇委員長様には円滑な議事進行をしていただきまして、誠にありがとうございます。先ほど説明をいたしましたが、現在、手話言語条例の制定作業を継続してやっております。スケジュールにあ

りました通り、事務の手続きが終わりましたら情報をパブリックコメントでお出ししまして、11月議会の議案に載せたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。またご意見等ございましたら事務局にいつでも教えていただけますと助かります。では以上をもちまして令和6年度第1回松江市障がい者差別解消推進委員会を終了します。本日は大変ありがとうございました。

(以上)